

久美浜中学校生活のきまり

京丹後市立久美浜中学校

「子どもの権利条約」4つの原則 1989年国連採択 1990年国際条約 1994年日本批准・発効		「久美浜中学校 生活のきまり」策定の基本理念	
生きる権利 命を守られ成長できること	育つ権利 子どもにとって最もよいこと	安心・安全な学校を目指した指針 学校の協働的な生活の中で、社会的規範を身に付けつつ、よりよい人間関係を築き誰もが個性や自己の能力を生かすことのできる「安心・安全な学校を目指した指針」を生徒・保護者とともに確認	
参加する権利 意見を表明し参加できること	守られる権利 差別のないこと	いじめや差別を許さない学校にするための規範 「久美浜中学校いじめ防止基本方針」に基づいた、「いじめや差別を許さない学校にするための規範」を明示し、生徒が互いの人格と多様性を認め合い尊重し安心して過ごせる「人権意識の高揚」、「ジェンダーフリー」等の取組を推進	

1 服 装 に つ い て

(1) 指定の制服について

- ア 本校の制服として、校章入りのブレザー・セーラージャケット・スラックス・スカート・カッターシャツ（半袖・長袖）・カッターブラウス（半袖・長袖）を指定。
- イ カッターシャツの下には、体育のTシャツか白・黒・紺・グレーの無地（もしくはワンポイント）の肌着を着用する。（襟や袖からはみ出さないもの。部活動Tシャツ着用不可。ブレザー・セーラージャケットを着ない日は、白のインナーを着用。）
- ウ 靴下は、白色・黒色（紺・グレー）ベースの靴下を着用する。（ワンポイント・数本のラインは可）
- エ ベルトは黒・黒ベースの茶色のベルトを装着する。（金属等の派手な装飾品の付いていないもの）
- オ 制服の内側には、黒・白・グレー・紺・茶などの派手でない無地のベスト・セーター・カーディガンを着用してもよい。授業中に限り、体温調節・作業効率を考慮し、一部ブレザー・セーラージャケットの着脱を可とする。（過度に袖口や裾から出さない）
- カ 冬季時は黒色のタイツの着用可。
- キ 原則名札を着用する。
- ク その他、中学校体育連盟の申し合わせ事項に準ずる。

(2) 通学時の服装について

- ア 通学時は原則として制服を着用する。（自転車・徒歩通学生のみ、夏季体操服登校可。）
- イ 授業日の通学時は制服を着用し、土日や長期休業中は部活動時の服装での通学可。（ただし、バス通学の生徒は、バスを汚さないように注意する。）
- ウ 体育の授業及び体育的な活動以外は原則制服で生活する。
- エ 冬季の登下校時は、ウィンドブレーカー・ジャンパー等、防寒着の着用を可とする。

(3) 衣替えは、気温や天候、体調等に応じて個人で判断する。

(4) 靴について

- ア 学校管理上、3足制（通学用・上履き・体育館用）とする。
- イ 上履きは、学年ごとにライン等の色を指定する。（令和7年度、1年生は赤色、2年生は青色、3年生は黄色）
- ウ 通学用は、体育で使用できる運動靴が望ましい。（雨天時や積雪時は、雨用シューズや長靴可）

(5) 体育の服装の指定について

学校指定のトレーニングウェア（校章・ネーム入り）、トレーニングTシャツ（白、半袖、校名入り）、トレーニングパンツ（ネーム入り）、ハーフパンツ（ネーム入り）を着用する。

2 自 転 車 通 学 に つ い て

(1) 自転車通学を許可している区域は、二区及び河内地区。（河内地内はバス通学申請が可能）

(2) 自転車通学者は、許可を受け、規定を守る。

(3) 自転車の形式については、次の通り。

- ア マウンテンバイク、改造自転車ではないこと。
- イ ライトがついていること。
- ウ ベルトドライブ、内装変速装置は可。
- エ 安全に必要なない装着品はつけないこと。

- (4) ヘルメットを必ず装着する。
- (5) 道路交通法、府道路交通規則等を遵守する。
- (6) 雨天時は、運転者に認識されやすい白色等のカップを着用する。(学校指定はなし。)
- (7) 指定の自転車小屋に置き、必ず鍵をかける。

3 バス通学について

- (1) 市がバス通学を指定している区域は、田村・湊（河内地内を除く）・神野・海部・川上・佐濃。
- (2) シートベルトを必ず着用する。
- (3) 車内でのマナーはしっかり守ること。市営バスとして市民も利用される路線もある。停留所には、早めに行き、遅れないようにすること。
- (4) タブレットの使用、窓から体を出す、走行中座席を立つなどの行為は危険なので絶対にしない。
- (5) 車内での飲食は原則禁止。(熱中症回避等の緊急措置や薬の服用等、特別な事情の場合を除く)
- (6) 乗車証(田村・湊・川上線のみ発行)を常に携帯すること。(乗車証は年度末に回収し、更新手続きが必要)
- (7) 河内地内の生徒については平成 20 年 11 月から年間を通してバス通学を許可。(運賃は個人負担)

4 持ち物について

- (1) 不要物・貴重品・現金・危険物は持ってこないこと。
 - ア やむを得ず現金等を持ってきた場合や誤って不要物を持ってきた場合は、朝の S H R で担任に預けること。
 - イ 刃物をもってこない。(ハサミ・カッターナイフ等) 必要なものは学校で準備したものを使用する。
- (2) 教科書等の持ち帰りについては、原則として学用品を教室またはロッカー内に置くことを可とし、家庭学習や宿題に必要な教材等の持ち帰りについては、教科担当からの指導を参考に生徒一人ひとりで自己判断する。
- (3) シューズ類は、教室横のフックにかける。
- (4) お茶は持ってきててもよい。ただし、次の項目を守ること。
 - ア 日常生活はお茶で、スポーツドリンクは不可。ただし、対外試合や土日・長期休業中の部活動については、スポーツドリンクを持ってきててもよい。
 - イ 授業中には飲まないこと。休み時間・部活動の時間のみとする。
 - ウ 移動教室には持っていけないこと。
 - エ 水筒かペットボトルに入れてくる。ペットボトルの場合は中体連申し合わせ事項に準じてタオルに巻くかケースに入れること。
 - オ 他人からもらって飲まないこと。
 - カ 空のペットボトルは必ず持ち帰ること。
- (5) 忘れ物をした時には、職員室で電話を借り、電話使用簿に日付・学年、クラス・名前を記入し、後日 10 円を持ってくる。

5 その他

- (1) 安全管理の観点から、学校の活動中(登校から下校時まで)は許可なく校外に出ない。
- (2) 遅刻や早退は、直接教室に行かず、職員室で教員に学年、学級、氏名を伝えた後、移動する。
- (3) 下校後、用事がある学校に来るときは、原則制服か体操服で来校する。
- (4) 給食については以下のとおりとする。
 - ア 毎日、自分の箸を用意する。割りばしは使用しない。
 - イ 給食当番は、一週間使った白衣等を洗濯し、翌週初めに持ってくる。
- (5) 更衣は指定された場所で行う。(体育館更衣室には自分の物は置かない。)
- (6) 休日にグラウンド等を無断で使用しない。使用する場合は事前の申請が必要。
- (7) 友達同士の外泊、生徒だけでのカラオケボックス・飲食店等への出入りは、生活の乱れにつながるので禁止する。
- (付記) 令和 6 年度生徒会で、3 つの視点(①みんなが笑顔になれる②安心・安全が第一③社会で通用する)のもと校則を改定した。